

Sparkle会員登録のご案内

この書面は、Sparkleの商品及びビジネスをお伝えする場合、相手の方が入会する、しないにかかわらず、必ずお渡し下さい。

1. 統括者の氏名／名称／住所・電話番号

社 名 Sparkle株式会社
代表取締役社長 ラニー・ディゾン
所 在 地 〒150-0043 東京都渋谷区道玄坂1-19-11 道玄坂セピアビル8階
(代)TEL: 03-6427-8501 FAX: 03-6800-1394 Eメール: support@clubsparkle.com

2. 扱商品の商品名／種類／数量・内容量／販売価格（税込み）

商 品 名・種 類 Halo: 美顔器 / Shine: 美容液・1瓶 35.5ml / Nectura 健康食品・1瓶 500ml / EverYoung: 健康食品・1瓶 270g /
・内容量 Ion5: 健康食品・1瓶 60ml
販売価格(税込) A: ビューティーパック 37,800円(Halo1点、Shine1点、会員登録料 3,240円) / B: アンチエイジングパック 45,000円(Halo1点、Shine1点、Nectura1点、会員登録料 3,240円) / C: ヘルスパック 37,800円(Shine1点、Nectura1点、EverYoung1点、Ion5(2本)1点、会員登録料 3,240円) / D: トータルボディパック 60,000円(Halo1点、Shine1点、Nectura1点、EverYoung1点、Ion5(2本)1点、会員登録料 3,240円) / Halo アフィリエイト&カスタマー価格 28,080円 / Halo VIP価格 27,000円 / Shine アフィリエイト&カスタマー価格 8,640円 / Shine VIP価格 8,100円 / Nectura アフィリエイト&カスタマー価格 8,640円 / Nectura VIP価格 7,560円 / EverYoung アフィリエイト&カスタマー価格 8,640円 / EverYoung VIP価格 7,560円 / Ion5(2本) アフィリエイト&カスタマー価格 8,640円 / Ion5(2本) VIP価格 7,560円

3. 商品代金お支払い方法

クレジット・銀行振込 代金は商品申込時にクレジット、あるいは銀行振込みによる先払いでお支払いください。
口 座 引 落 し 指定の口座より振替させていただきます。設定には2ヶ月程かかります。(定期購入のみご利用できます。)

4. 商品引渡の時期・方法

FAX／お電話／郵送での注文をご利用の方は、ご注文日より2、3日程度で宅配便でお届け致します。定期購入をご利用の方には毎月初回注文日直後に商品をお届けします。※北海道、沖縄県は、運輸事情により配達が遅れる場合がございます。

5. ボーナス(特定利益)と特定負担

ボ ー ナ ス ◎ ボーナスとは、会員が得ることのできる報酬です。
(特 定 利 益) ◎ 会員は会員規約で定めるボーナス支払いシステムにより、ボーナスを受けることができます。
◎ ボーナスの種類は次の通りです。
●ニュー・スパーク・ボーナス
●リピート・スパーク・ボーナス
●シェア・ザ・セールス・ブール・ボーナス

特 定 負 担 ボーナスを受け取るためには、以下の条件を満たす必要があります。
ボーナス取得条件 【条件1】会員登録料 3,240円(税込)または年間更新料 3,240円(税込)を支払う。
【条件2】有効期間内に、各種ボーナスの獲得条件や規定の金額を満たしていること。
※有効期間: 有効期間とは、あなたの製品購入によって発生し、ボーナスポイントの加算、ボーナス(特定利益)の獲得に対する権利が発生する期間を指します。有効期間は、商品の購入によって更新されます。
※紹介実績: 関係あり
※1名のメンバーに対して1ビジネスセンターのみと限定(ただし実績により例外あり)

ボーナスポイント あなたの商品購入実績により、商品に設定されたボーナスポイントが発生します。ボーナスポイントは基本的にあなたの上位会員に加算されます。

チーム A と B あなたが紹介したVIP会員が(そのさらに先であなたの紹介者が紹介したVIP会員も含め)チームAとチームBの2チームに振り分けられます。つまり紹介された方が2系列で登録されるチームを「チームAとBのライン」と呼びます。

紹介ラインのチーム 前述チームAとBのラインとは違い、2系列に分けないチームです。この際、自分で直接紹介したVIP会員は全て自分のフロントとして1列目に配置されます。

各 種 ボ ー ナ ス 1. ニュー・スパーク・ボーナス NEW SPARK BONUS (NSB) — 初回注文へのボーナス
あなたが紹介した新規VIP、アフィリエイトプラスの初回注文、そしてあなたが紹介したカスタマーのすべての注文に対して、注文額の20%がボーナスとして支払われます。ボーナス取得条件は¥7,000以上のオートシップ/月のご注文が必要条件です。

2. リピート・スパーク・ボーナス REPEAT SPARK BONUS (RSB) — リピート注文(初回注文以降の注文)へのボーナス
直接紹介した否かに関わらず、ご自身のチーム内のVIPおよびアフィリエイトプラス(最高8レベルまで)が注文した全てのリピート注文から、リピート・スパーク・ボーナス(RSB)が発生します。

注釈: RSB取得合計は注文製品の値段により変わります。

例: ¥7,000(税抜価格)の製品=100pt、¥25,000(税抜価格)の製品=300pt、¥32,000(税抜価格)の製品=400ptとなります。

- VIP2名を左右のサイドに一人ずつ直接登録しその2名がアクティブであること。
- 月額¥7,000以上の製品注文をする。あなたのチーム内のVIPおよびアフィリエイトプラスが購入したリピート注文に対し、3レベル以内までRSBを取得することができます。
- 月額¥14,000以上の製品注文をする。あなたのチーム内のVIPおよびアフィリエイトプラスが購入したリピート注文に対し、8レベル以内までRSBを取得することができます。

※カスタマー会員の注文からRSBは発生いたしません。全てのカスタマー会員からの注文はNSBの対象となります。

3. シェア・ザ・セールス・プールSHARE THE SALES (STS) POOL ― 会社売り上げの40%を配当

ペイビリオド期間の会社の総売上ポイント(NSBとRSBの合計ポイント差引後)の40%をSTSプールとして確保し、取得条件をクリアしたVIPおよびアフィリエイトで分け合います。つまり、各ペイビリオド期間中に発生した全てのシェア(STSプール金額)をSTS取得権利のある全てのVIPとアフィリエイトが獲得したシェア合計数で均等分けし、配当します。

※1ペイビリオド期間内にあなたのチームA(左)とチームB(右)の売り上げポイントが累積でそれぞれ25,000ptをこえると1シェアを取得できます。

例：	チームA	チームB	注釈：	1. 自分が紹介したカスタマーから発生した売上ポイントは少ない方のチームに加算されます。
	25,000 pt	+ 25,000 pt	⇒	1シェア取得
	50,000 pt	+ 50,000 pt	⇒	2シェア取得
	75,000 pt	+ 75,000 pt	⇒	3シェア取得
	100,000 pt	+ 100,000 pt	⇒	4シェア取得
	125,000 pt	+ 125,000 pt	⇒	5シェア取得

取得条件：

1. VIP2名(チームAとチームBに各1人ずつ)直接紹介し、その2名がアクティブであること
2. 月額¥7,000以上の製品注文をする。= 1ピリオドあたり最高24シェア取得可能
3. 月額¥14,000以上の製品注文をする。= 1ピリオドあたり上限なし

4. 繰越

月額7,000円以上：両サイドで600,000pt以上の残高は次のペイビリオドに繰り越されず、0になります。

月額14,000円以上：シェア取得後の残高は全て次のペイビリオドへと繰越されます。

5. タイトル

取得シェア数：	8シェア	⇒	獲得タイトル：1スターVIP	注釈：	1. 取得シェア数は累積です。
取得シェア数：	20シェア	⇒	獲得タイトル：2スタークリスタル		2. タイトルは降格しません。
取得シェア数：	80シェア	⇒	獲得タイトル：3スターサファイア		
取得シェア数：	200シェア	⇒	獲得タイトル：4スターエメラルド		
取得シェア数：	400シェア	⇒	獲得タイトル：5スタールビー		
取得シェア数：	800シェア	⇒	獲得タイトル：6スターダイヤモンド		
取得シェア数：	1200シェア	⇒	獲得タイトル：7スターレッド・ダイヤモンド		

6. リエントリー

リエントリーとは追加で編入できるVIPポジションのことです。自分のチーム内のお好きな位置に自分のポジションを追加設定してボーナス取得額を最大限にします。8サイクルを連続で達成したアクティブなVIPは、リエントリーポジションを1つ獲得できます。サイクルとは：1ピリオド中に20シェアを獲得できた状態です。つまり、ひとつのVIPポジションにおいて20シェア獲得を8サイクル連続で達成できると1つのリエントリーポジションを取得します。リエントリーのポジションに関しては会員登録料と初回注文の義務が免除されますが、毎月のオートシップ設定とリエントリーポジションから直接登録したアクティブなVIPを少なくとも2名(左右に1名ずつ)いる状態を維持して下さい。(あなたの登録日から起算して)1年以内に最高で6つのリエントリーを獲得できます。

7. ロイヤリティーポイント(プロモーション時のみ発生)

- 1) ロイヤリティーポイントの対象 - 会員の商品価格への支払い分のみ。送料、手数料、税は含まれません。
- 2) 取得ポイントはプロモーションによって決定されます。獲得には、会員は最低累積注文額にあらかじめプロモーションで設定された期間中に達する必要があります。

オートシップ

クレジットカード決済でオートシップ注文 - 各ピリオドの初日に決済されます。1ヶ月は4ピリオド(ペイビリオド)期間に分けられます。1ピリオド(ペイビリオド)は約1週間です。ピリオドの詳しい定義については下記「ペイビリオド」を参照ください。例)9月5日(ピリオド1中)に会員登録をした場合、次のオートシップの引落しは10月1日(ピリオド1の初日)、その次は11月1日となります。全てのオートシップ・クレジットカード決済日は、1日(ピリオド1)、8日(ピリオド2)、15日(ピリオド3)、22日(ピリオド4)となります。

アクティブ・ポリシー

VIP会員は本人がアクティブであり、さらに2名の直接紹介した会員(チームAに1名、そしてチームBに1名)がアクティブであれば全てのボーナス取得資格が発生します。アクティブ(なステータス)を維持するためには、VIP会員は(7,000円以上の)製品注文を一ヶ月以内に発注し、支払いが確認されていなければなりません。キャンセルされたオーダーはこれに含まれません。各ペイビリオドの最終日に過去4ペイビリオドの注文履歴が自動的に調査され累積加算されます。この際、累積加算される注文には会員本人が発注したオートシップ注文とレポート注文(単発の注文)も含まれます。VIP会員は1ヶ月当たりの製品注文が¥7,000に満たない場合は非アクティブとみなされボーナス獲得資格を失い、全てのポイントもフラッシュ(0になる)されます。

ペイビリオド

スパークルでは1ヶ月に4ペイビリオドがあります。ポイント計算は全て日本時間で行われます。なお、ウォレット内のポイントを現金化するにはキャッシュアウト申請をしなければなりません。ウォレットにボーナスが入るのは月2回(10日と25日)です。振込み日に関しては変動もございますのでカスタマーサービスまでお問い合わせください。銀行振込手数料は各振込に対し一律700円です。

ペイビリオド1：その月の1日から7日まで(コミッション資格の締め切りは日本時間7日の深夜12時)

ペイビリオド2：その月の8日から14日まで(コミッション資格の締め切りは日本時間14日の深夜12時)

ペイビリオド3：その月の15日から21日まで(コミッション資格の締め切りは日本時間21日の深夜12時)

ペイビリオド4：その月の22日から末日まで(コミッション資格の締め切りは日本時間月末日の深夜12時)

6. 会員資格の解約・喪失

【解約】

会員は、本人が望む時にいつでも会員登録を解約することができます。また、解約の際、商品返品及び商品購入代金の条件を満たしていれば商品を返品することができます。登録の解約を希望する会員は、規約と手続きに従って「インフォメーション変更依頼書」を作成し、会員本人が署名の上、Sparkleまで提出して下さい。

【喪失】

過去をさかのぼって12ヶ月の内累積4ヶ月間(累積16ペイビリオド)、製品購入がない会員は資格喪失とみなされます。資格喪失会員の下位ポジションの会員達は次の有資格上位会員の下に永続的に残ります。資格喪失会員は当初の下位組織上位に再編入されることはありません。

7. 薬事法・特定商取引法等の関連法規における遵守及び禁止事項

会員は、下記の事項を守らない場合は「薬事法」「特定商取引法」等の関連法規によって罰せられることがありますので、厳重にご注意下さい。尚、下記事項を遵守しない場合、会社はその独自の裁量により会員資格をいつでも解約できる権利を有します。

- 【遵守事項】
- 1) 勧誘を行う際は、相手にビジネスが特定商取引法に基づく連鎖販売取引であることを、十分説明しなければなりません。
 - 2) 勧誘を行う際は、本名、会員であること、会員登録をお勧めすることをはっきりと告げて下さい。
 - 3) 商品が美容機器・健康補助食品・化粧品であることを説明しなければなりません。
 - 4) 報酬のシステムについては最新会員規約の内容に基づいて明確に語り、安易に収入が得られる等の表現をしてはなりません。
 - 5) 勧誘を行う際は、必ず「会員申込書及び同意書」の内容を説明し、申請者本人の同意のもとに署名を得なければなりません。
 - 6) 勧誘を行う際は、会員の特定負担(※)について明確な説明を行わなければなりません。
※ 特定負担とは、会員登録に伴う必要な諸費用の負担を指します。
 - 7) 勧誘を行う際は、クーリング・オフについてその内容を明確に説明しなければなりません。
 - 8) 勧誘を行う際は、相手の入会意思の有無にかかわらず、概要書面を渡さなければなりません。
- 【禁止事項】
- 1) 商品の含有物、容量、飲み方等について過大な表現をすること。また、指定・認定・推奨等を受けていない特定の団体や地方公共団体等の名称を使用して説明すること。
 - 2) 未成年者、学生、成年被後見人等に勧誘を行うこと。
 - 3) 製品の薬効をうたうこと(健康補助食品は医薬品と区別されており、薬効をうたうことはできません)。
 - 4) 法に基づいてクーリング・オフを行おうとする人に、それを妨げる為に相手を困惑させたり、威迫行為を行ったり、事実でないことを告げること。
 - 5) 商品購入代金や、商品の品質、ボーナス等について事実でないことを説明したり、射幸心をあおるような言動をもって勧誘を行うこと(例：商品の品質について安全・無公害等の誇大な表現を使うこと)。
 - 6) 説明・勧誘をするにあたって、相手を困惑させたり、威迫行為を行うこと。
 - 7) 重要な事実を告げないこと(例：クーリング・オフが利用できることを故意に告げずに勧誘すること)。
 - 8) 事務所・自宅・セミナー会場等公衆の出入りしない場所を使用して勧誘を行う場合に、事前に勧誘目的を告げずに勧誘すること。
- 【その他の禁止事項】
- 1) 刑法、薬事法、特定商取引法、消費者契約法等の関連法規に違反すること。
 - 2) 政府が発表している反社会的勢力による被害を防止するための指針に違反していると認められ、または過去に反社会的活動を行ったことがあることが判明すること(暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業もしくは関係者、その他の反社会的勢力であったことが認められた場合を含む)。
 - 3) 最新会員規約に違反すること。
 - 4) Sparkleが提供した会員情報を無断で改ざんしたり、第三者に公開したり、Sparkleの活動以外の目的に使用すること(この場合、Sparkleが提供した組織系列図等会員情報をただちに返還しなければなりません)。
 - 5) Sparkleの事前承諾を得ない、宣伝・広告制作物(インターネット、パンフレット、チラシ等一切の広告物を含む)を使用すること。
 - 6) Sparkle以外の連鎖販売取引、及びその商品をSparkleの会員に勧めること。
 - 7) Sparkle入会の勧誘を行う際、Sparkle以外の企業名やグループ名を騙ってこれを行うこと。
 - 8) 無断でSparkleの商標、社名、ロゴマーク等を使用すること。他社(Sparkleの関連会社を含む)の社名、ロゴマーク等を使用すること。
 - 9) 他社(Sparkleの関連会社を含む)及びSparkleに迷惑をかけること。Sparkleの信用を著しく損ねる行為をすること。

8. クーリング・オフについて

- 【クーリング・オフの規定】
- クーリング・オフの規定：契約書面あるいは初回購入製品のどちらか遅い方の到着後20日を経過するまでは、理由の如何を問わず会員登録及び初回購入製品の契約を解除する権利を有します(消印有効)。これをクーリング・オフ規定といいます。

契約書面あるいは初回購入製品のどちらか遅い方の到着後20日間以内に、書面により契約を解除することができます。

郵便はがき 〒630-8122 奈良県奈良市 三条町本町9-21 JR伝宝ビル4F Sparkle(株)宛	「クーリング・オフ」スタート商品到着日 平成○年○月○日 ●会員番号(ID番号) ●登録氏名 ●登録住所 ●登録電話番号 ●返金先口座情報 上記日付の申し込みは撤回します。
--	--

<クーリング・オフを適用した場合>

- (1) 会員としての一切の権利を失います。(2) 既に支払われた代金は、速やかに全額返金致します。
- (3) クーリング・オフによる初回購入製品の返品費用は、Sparkleが負担致します。ただし消耗品である製品を使用、又はその全部もしくは、一部を消費した場合クーリング・オフができなくなる場合があります。
- (4) 違約金その他の費用に関する請求は一切致しません。

<クーリング・オフの手続き>

左記の記入例に従って、郵便はがきに必要事項をすべて記載し、書留郵便等にて郵送して下さい。発信時よりクーリング・オフの効力が生じます。前記クーリング・オフ期間経過後の場合でも、クーリング・オフの行使を妨げる為に、お客様に対して説明や勧誘を行った人が、①不実のことを告げ、その為にお客様が誤認した場合、または、②威迫を行い、その為にお客様が困惑してクーリング・オフを行わなかった場合は、改めてSparkleがクーリング・オフ妨害の解消の為に書面を交付します。その内容について説明を受けた日から20日を経過するまでは書面によりクーリング・オフ手続きを行うことができます。

9. 商品返品及び商品購入代金の返金について (クーリング・オフ期間経過後)

- 1) 取扱商品が不良品である場合：カスタマーサービス(0742-35-8706)にお問い合わせ下さい。交換の手続きをご案内します。
- 2) 会員都合による返品の場合：
 - ① 下記のすべての条件に限りします。
 - イ) 返品希望の製品は製品購入から30日が経過していないこと。
 - ロ) 会員ご自身が購入した製品で、かつご自身の意思で返品する場合であること。
 - ハ) 未使用・未開封の製品で、かつ汚損していない場合であること。
 - ② 指定の「返品/返金依頼書」を記入の上、製品と同封して返品して下さい。その場合の送料は会員負担となります。なお、同封されずにSparkleに送付された場合、返品製品を返却させて頂くことがあります。その場合の送料についても会員の負担となります。受取拒否の際の返品送料は一律500円を返金金額から差し引きます。
 - ③ 返金の際は、返金事務手数料として、製品代金(税抜)の10%と振込手数料を差し引いた金額で返金します。
 - ④ 返金手続きは、Sparkleが返品製品と「返品/返金依頼書」を受領後、速やかに完了するものとします。

10. 抗弁権の接続

販売業者から商品を割賦支払いにより購入した消費者は、割賦購入斡旋業者から割賦による代金支払いの請求を受けた時に、当該指定商品もしくは当該指定権利の販売につき、それを販売した業者に対して生じている事由をもって当該支払いの請求をする割賦購入斡旋業者に対抗することができます。
※本項は特定商取引法及び同法施行規則により記載するもので、Sparkleでは割賦販売による販売は一切行っておりません。

<紹介者記入欄>

紹介者名(法人の場合は、法人名と代表取締役名を記入)

TEL

住所

日付

年

月

日

ご紹介致しました。

※紹介者記入欄に、あなたの紹介者がすべて記入していることをご確認ください。